

八戸市こどもの居場所づくりコーディネート事業業務委託に係る

公募型プロポーザル実施要領

この要領は、八戸市（以下「市」という。）が、こどもの居場所づくりコーディネート事業業務を委託するに当たり、企画提案を募集し、総合的な審査により受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

市内各地域の特性を捉えながら、子ども食堂をはじめとしたこどもの居場所の把握やネットワーキング、新規開設や運営相談等を行うコーディネーターを配置することにより、地域におけるこどもの居場所づくり支援体制の強化を図り、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進することを目的とする。

2 業務の概要

- (1) 業務名
八戸市こどもの居場所づくりコーディネート事業業務
- (2) 業務内容
別紙「八戸市こどもの居場所づくりコーディネート事業業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託料の上限額（提案上限額）
3,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加するための資格は、参加申込書を提出する時点で、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 国税及び市税を滞納していない者であること。
- (5) 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成24年9月25日実施）第2条第3号に規定する排除措置対象者でないこと。
- (6) 八戸市内に活動拠点があること。

4 受託候補者選定までのスケジュール

内容	日程
公募開始・実施要領等の公表	令和7年6月6日（金）から
質問書提出期限	令和7年6月18日（水）午後5時まで
質問に対する回答	令和7年6月25日（水）

参加申込書提出期限	令和7年7月9日（水）午後5時まで
企画提案書提出期限	令和7年7月18日（金）午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和7年7月30日（水）午前中
選考員による審査	令和7年8月8日（金）まで
選定結果通知・公表	令和7年8月18日（月）
受託候補者との事前協議等	令和7年8月下旬
契約締結	令和7年9月中旬

5 質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和7年6月18日（水）午後5時まで（必着）
 (2) 提出書類 質問書（様式第1号）
 (3) 提出方法 市ホームページに掲載している「質問書」（様式第1号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、電子メールで下記アドレスに送信すること。また、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。なお、電話や口頭による質問若しくはFAXによる提出又は期限を過ぎての提出は受理しない。
 【Eメールアドレス】kosodate@city.hachinohe.aomori.jp
 (4) 回答方法 質問に対する回答は、令和7年6月25日（水）までに、随時市ホームページに掲載する。窓口や電話、メール等での個別の回答は行わない。また、質問書を提出した事業者名は非公表とする。

6 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり提出すること。

- (1) 提出期限 令和7年7月9日（水）午後5時まで（必着）
 (2) 提出書類 参加申込書（様式第2号）
 (3) 提出方法 市ホームページに掲載している「参加申込書」（様式第2号）をダウンロードし、必要事項を記載の上、電子メールで下記アドレスに送信すること。また、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。なお、電話のみや口頭による申込み若しくはFAXによる提出又は期限を過ぎての提出は受理しない。
 【Eメールアドレス】kosodate@city.hachinohe.aomori.jp

7 参加辞退

参加申込書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに電子メールにより「辞退届」（様式第3号）を提出するとともに、電話にて辞退届を提出した旨を連絡すること。

なお、企画提案書の提出期限（令和7年7月18日（金））を経過しても提案書類の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなすこととする。

8 企画提案書の提出

企画提案書を提出する者は、次のとおり提出すること。提案は、1者につき1案とする。

- (1) 提出方法
 ① 提出期限 令和7年7月18日（金）午後5時まで（必着）
 ② 提出部数 正本1部、副本5部の計6部を提出すること。
 ③ 提出方法 持参又は配達証明付書留郵便による郵送により提出すること。

なお、持参の場合は、平日（土日祝日以外）の午前8時15分から午後5時までを受付時間とし、郵送の場合は令和7年7月18日（金）午後5時必着とする。電子メール若しくはFAXによる提出又は期限を過ぎての提出は受理しない。

- ④ 提出先 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号
八戸市庁別館2階
八戸市こども健康部子育て支援課 家庭支援グループ
- ⑤ 追加及び変更 提出後の書類の差替（追加及び変更等）は、提出期限までの間に限り認める。

(2) 企画提案書の構成

仕様書の内容を踏まえ、次のとおり作成すること。

	書類名	記載事項等	様式等
1	企画提案書等 提出届		様式第4号
2	本業務の実施体制	ア) 本業務を実施するまでの管理責任体制や人員配置体制、相談窓口の開設場所や開設日時を具体的に提案すること。 イ) 業務従事予定者の業務経歴や資格所持の状況など、本業務に関連する知識や経験の有無について記載すること。	任意様式
3	提案内容	仕様書に示す「5業務内容」の(1)～(6)ごとに、進め方、実施内容、実施手法などを具体的に提案すること。	任意様式
4	見積書	仕様書を基に見積額を積算し、次の点に留意すること。 ア) 必要経費について人件費及び事業費等の積算根拠（内訳等）が分かるように見積金額とその内訳書を記載すること。 イ) 消費税等の税抜額、税込額の両方を記載すること。	任意様式
5	誓約書		様式第5号
6	法人概要書	法人の場合のみ提出すること。	様式第6号
7	登記簿謄本等	写し可。参加申込日前3か月以内に発行されたもの。 ア) 法人登記している事業者は、履歴事項全部証明書 イ) 法人以外の団体にあっては、市町村が発行する代表者の身分証明書	当該証明書
8	法人の定款又は寄附行為等	写し可。最新のもの。 ※法人以外の団体にあっては、団体の規約等を提出すること。	任意様式
9	納税証明書	写し可。参加申込日前3か月以内に発行されたもの。 ア) 法人税、消費税及び地方消費税について	当該証明書等

		<p>未納がないことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人登録をしている事業者は、国税通則法施行規則別紙9号書式「その3の3」を提出 ・法人以外の団体にあっては、代表者の「その3の2」を提出（所得税） <p>①市税の滞納がないことの証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人以外の団体にあっては、代表者の市民税、国民健康保険税 <p>※ 納税義務のない場合は、その旨を記載した申立書（任意様式）を提出すること。</p> <p>※ 法人税等が減免によって0円となっている場合も当該証明書を提出すること。</p>	
--	--	---	--

(3) 企画提案書作成時の注意事項

- ① 書類は、A4版（縦・横問わず）で作成する。ただし、資料の作成上A3版とした方が確認しやすい場合は、A3版の利用を認める。並びは1から9の順とすること。
- ② 専門知識を有しない者でも理解できるよう、専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載すること。

9 企画提案の審査及び選考方法

(1) 選考会の設置

企画提案の評価及び最適提案者の選考を行うため、八戸市こどもの居場所づくりコーディネート事業業務受託候補者選考会（以下「選考会」という。）を設置し、審査を行う。

(2) プрезентーション・ヒアリングの実施

選考会を開催し、企画提案者を対象に、非公開で対面によりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

- ① 開催日時 令和7年7月30日（水） ※時間は別途通知
- ② 開催場所 八戸市庁別館7階 会議室A
住所：八戸市内丸一丁目1番1号
- ③ 内容 企画提案内容についてのプレゼンテーション（10分）、質疑応答（10分程度）
- ④ その他 参加人数は1団体2名以内、時間は1団体20分程度

(3) 受託候補者の選定方法

- ① 選考会の選考員が、提案内容の審査を行い、別紙の「選定基準表」に基づき採点を行う。
- ② 選考員全員の評価点を合計し6割以上を獲得した者のうち、最も点数が高い者を受託候補者として選定する。なお、本プロポーザルに参加する者が1者のみの場合においても、審査を行うこととする。
- ③ 最高得点を獲得した者が、2者以上（同点）となった場合は、審査項目の「2. 業務内容」の合計点が最も高い者を受託候補者として選定する。
- ④ 全ての者が、合計点6割未満の場合は、受託候補者を選定せず、本プロポーザルの手続を中止する。

10 選考結果の発表及び公表

選考結果は、令和7年8月18日（月）に、全ての参加者に対して書面により通知する。また、選考結果の概要を市ホームページに掲載することとする。なお、選考結果に関する質問には一切応じない。

11 失格事項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、申込み又は受託候補者としての決定を取り消す。

- (1) 契約締結前に、参加資格要件のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 見積書の金額が、提案上限額を超過した場合

12 契約手続

- (1) 選考された受託候補者と委託条件等に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成し、業務委託に係る契約を締結する。

なお、受託候補者と協議をした結果、受託候補者が辞退した場合又は協議が不調となった場合は、次点の者を新たな受託候補者として協議を行う。

- (2) 市は、契約に当たり、採用した企画提案内容等について変更を求めることができるものとする。

13 その他留意事項

- (1) 全ての提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は、選定を行う作業に必要な範囲内において、複製を作成することがある。
- (3) 提出書類は、当事業の受託候補者の選定に用いるほか、当事業の実施の資料としてのみ取り扱う。
- (4) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。

14 担当部署（問合せ先）

八戸市こども健康部子育て支援課 家庭支援グループ（担当：風張）

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号（八戸市庁別館2階）

電話 0178-43-9342

FAX 0178-43-2144

Eメールアドレス kosodate@city.hachinohe.aomori.jp